

岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の自然や景観、歴史、文化、産業その他の豊かな観光資源を積極的に活用し、岡崎市内に継承されてきた伝統芸能や行事等の保存継承及び活用が期待できる事業（以下「伝統行事保存伝承事業」という。）等に対して、岡崎市（以下「市」という。）が予算の範囲内において交付する岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助金について、必要な事項を定める。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、伝統行事保存伝承事業を実施する法人、団体又は個人で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人又は団体にあつては市内に事業所又は事務所を有するもの、個人にあつては市内に住所及び事業所を有する者
- (2) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でないこと

(補助金の対象となる事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次のとおりとし、営利、政治又は宗教的儀式の催行を目的としてはならない。

- (1) 観光の普及、宣伝事業
- (2) 地域特有の民俗芸能の普及、伝承事業
- (3) 産業観光の宣伝、推進事業
- (4) その他、市長が観光誘客を目的としていると認めた事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表1に掲げる経費のうち、事業の実施に直接的に必要な経費として認められるものとする。

- 2 国庫補助金、県費補助金及び他の地方公共団体、民間団体等から他の制度による補助金並びに助成金の交付を受けている事業については、当該団体からの交付額を減じた額を補助対象経費とする。
- 3 本市の他の補助金の交付事業及び交付を受けようとする事業に係る補助対象経費については、対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費の3分の1以内とする。

ただし、算定した補助対象経費の総額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額を補助金の交付額とする。

(補助金交付申請書等の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等は、岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、事業に着手する前に市へ提出するものとする。

(1) 事業(変更)計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額(以下「仕入控除税額」という。)をいう。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、規則第6条の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を決定通知書(様式第4号)により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ及び事業内容の変更に伴う届出)

第9条 補助金の交付決定を受けたもの(以下、「補助事業者」という。)は、決定の内容またはこれに付された条件に対し、不服があることにより、申請を取り下げ場合は、決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を提出しなければならない。また、事業内容を変更又は廃止する場合は、速やかに岡崎市伝統行事保存伝承事業変更(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 前項による申請の取下げ又は事業内容の変更に伴い、補助金の申請金額に増減が生じたと市長が認めた場合は、速やかに補助事業者に対して岡崎市伝統行事保存伝承事業変更(廃止)承認通知書(様式第6号)にて変更決定の通知をするも

のとする。

（実績報告書の提出）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは規則第 10 条の規定に基づき、完了の日から起算して 30 日を経過した日までに岡崎市伝統行事保存伝承事業実績報告書（様式第 7 号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（様式第 8 号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 記録写真
- (4) 事業の宣伝及び誘客のために製作した印刷物等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項において実績報告書の提出が 4 月 1 日以降となる場合は、実績報告に先立ち 3 月 31 日までに事業報告書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認める場合において、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第 10 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第 12 条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため市長が特に必要と認めるときは、同条の規定による補助金の額の確定前に補助金の概算払をすることができる。

2 前項に基づく概算払を受けた者は、補助金額の確定後速やかに精算しなければならない。

（補助金の請求）

第 13 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助金（概算払）請求書（様式第 11 号）により、請求を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき
- (3) 提出書類の記載に虚偽があったとき

(4) その他不正な行為があると認められたとき

- 2 前項の規定は、第 10 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後又は前条の規定による補助金の支払い後においても適用するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更することを決定したときは、速やかにその理由を付して当該補助事業者に通知しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

- 第 15 条 補助事業者は、補助金の支払い完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第 12 号）により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 前項によりこの補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(その他)

- 第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 2 日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

補助金交付の対象となる経費一覧

経費項目	対象となる経費
報償費	・講師への謝礼
消耗品費	・事業資料作成のための事務用品の購入費 ・補助対象事業に必要な灯油等の購入費
印刷製本費	・パンフレット、ポスターの制作費 ・コピー代
役務費	・補助対象事業に係る文書またはポスター等を送付するための費用
使用料 ・ 賃借料	・補助対象事業を開催するための会場使用料 ・補助対象事業に要する機器や物品の借上料
その他	・上記以外で、補助対象事業の実施に直接的に必要な経費であると市長が認めたもの

(様式第 1 号)

岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

申請者 住所又は所在地 _____

団 体 名 _____

代 表 氏 名 _____

担当者・連絡先 _____

.....事業について、次のとおり補助金を交付してください。

- 1 事業等の目的
- 2 事業等の内容
- 3 事業等の完了予定期日
- 4 交付を受けようとする補助金の額
- 5 添付書類

(様式第 2 号)

事業（変更）計画書

1 事業名		
2 実施期日		
3 実施場所		
4 事業内容		
5 事業の必要性		
6 誘客のための方策		
7 見込み誘客数	地元住民	人
	そ の 他	人
	合 計	人

(様式第3号)

收支予算書

＜ 収入の部 ＞

[illegible]

＜ 支出の部 ＞

[illegible]

(様式第4号)

岡崎市指令 観第 号

様

令和 年 月 日付けで交付申請のありました、_____事業

について、次のとおり交付することを決定しました。

令和 年 月 日

岡 崎 市 長

1. 補助金等の対象となる事業及びその内容は次のとおりとします。

補助事業等に要する経費 ¥ . 一

補助金等の額 ¥ . 一

2. 補助条件は、次のとおりとします。

- (1) 補助事業等の内容を変更する場合は、岡崎市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、岡崎市長の承認を受けること。
- (3) 岡崎市補助金等交付規則及び岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助金交付要綱の定めるところに従うこと。

(様式第 5 号)

岡崎市伝統行事保存伝承事業変更（廃止）
承認申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

申請者
住所又は所在地
団体名
代表氏名
担当者・連絡先

令和 年 月 日付け、岡崎市指令 観第 号により交付決定を受けた伝統行事保存伝承事業の内容を、下記のとおり変更（廃止）したいので、承認を受けたく申請します。

記

- 1 交付決定額 _____円
- 2 事業変更（廃止）の内容
- 3 事業変更（廃止）の理由
- 4 変更（廃止）の時期 令和 年 月 日
- 5 関係書類（変更に係る書類）
 - (1) 事業（変更）計画書（様式第 2 号）
 - (2) 収支予算書（様式第 3 号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(様式第 6 号)

岡崎市指令 観第 号
令和 年 月 日

(団体名)
(代表者氏名) 様

岡 崎 市 長

岡崎市伝統行事保存伝承事業変更（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、伝統行事保存伝承事業の変更等について、
下記のとおり承認したので、岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助金交付要綱第 8 条第
2 項の規定により通知します。

記

- 1 事業変更前の交付決定金額 _____円
- 2 事業変更後の交付決定金額 _____円

3 交付の条件

補助事業者は、岡崎市補助金等交付規則及び岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助
金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

(様式第 7 号)

岡崎市伝統行事保存伝承事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(補助事業者)

住所又は所在地.....

団体名.....

代表氏名

担当者・連絡先.....

令和 年 月 日付で伝統行事保存伝承事業費補助金の交付決定があった
事業は、次のとおり完了しました。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額

交付決定額 円

3 補助事業の実施期間

4 補助事業の成果

5 補助事業の誘客数

(地元住民)

(そ の 他)

(合 計)

6 添付書類

- (1) 収支精算書（様式第 8 号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 記録写真
- (4) 事業の宣伝及び誘客のために製作した印刷物等
- (5) その他市長が必要と認める書類

<備考>

- 1 この報告書には収支精算書、領収証書の写し、記録写真及び誘客のために製作した印刷物等を添付すること。
- 2 補助事業の成果については、必要に応じてその詳細を明らかにした書類を添付すること。

(様式第8号)

收支精算書

＜ 収入の部 ＞

[illegible]

＜ 支出の部 ＞

[illegible]

(様式第 9 号)

事業報告書

申請者

住所又は所在地

団体名

代表氏名

担当者・連絡先

事業の名称	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業内容	
事業成果 (参加人数等)	

(注) 必要に応じて写真等、事業を実施したことが分かる資料を添付すること

(様式第10号)

岡崎市指令 観第 号

様

令和 年 月 日付けで交付申請のありました、_____事業

について、次のとおり補助金額を確定しました。

令和 年 月 日

岡 崎 市 長

1	交付決定金額	¥	. 一
2	確定金額	¥	. 一

(様式第 11 号)

岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助金
(概算払) 請求書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

住所又は所在地
団体名
代表氏名
担当者・連絡先

令和 年 月 日付け、岡崎市指令 観第 号で額の確定（交付決定）
があった岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 _____円

振込口座

金融機関名 :

支店名 :

口座種別 :

口座番号 :

(フリガナ)

口座名義 :

(様式第 12 号)

岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助金
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

申請者
住所又は所在地
団体名
代表氏名
担当者・連絡先

令和 年 月 日付け、岡崎市指令 観第 号により交付決定を受けた岡崎市伝統行事保存伝承事業費補助金について、要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 補助金の額 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方税に係る仕入控除税額
(A) | 円 |
| 3 | 確定申告に伴い確定した当該補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入控除税額
(B) | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (B - A) | 円 |
| 5 | 添付書類
3 の消費税仕入控除税額の積算根拠もしくは仕入控除税額の調整を必要としないことを説明する資料 | |